

京都支部評議員候補者・代議員候補者の選出規定

- 第 1 項 次年度評議員を京都支部から推薦するに際し、京都支部評議員は 5 名以上の候補者からなるリストを作成する。3 名以上の支部所属会員連名の書状により推薦（自薦を含む）があった支部所属会員はこのリストに含めなければならない。推薦には署名捺印を必要とする。
 - 第 2 項 前項のリストは、所属機関のバランス、当該候補者の都合等、諸般の事情にできる限り配慮するものとする。
 - 第 3 項 上記のリストに挙げられた候補者に対し、郵送による 3 名連記による投票を行い、投票数の順に従って定員分を支部選出評議員候補とする。得票が同数の場合には未経験者を上位とする。経験が同じ場合には年少者を上位とする。
 - 第 4 項 評議員候補者に支障が生じた場合、次点者を繰り上げるものとする。
 - 第 5 項 評議員候補者が決定した後、第 1 ～ 4 項と同じ要領で代議員の選出を行う。ただし代議員の候補者リストは 6 名以上、投票は 4 名連記とする。
 - 第 6 項 評議員代議員ともに、再任は妨げないが、連続年度にわたる場合は 2 期までとする。
- 補則
- 第 1 項 投票に際し、候補者リスト外の票でも支部所属会員であれば有効であるものとする。
 - 第 2 項 評議員候補者および代議員候補者推薦の期間は、「数学通信」等適当な方法により京都支部会員に通知する。